

(令和3年度)新型コロナウイルス対応型運行(運航)支援の手引き

姫路市交通計画室

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大状況下においても、定時定路線で事業継続を行われている地域公共交通(路線バス、定期航路、鉄道)事業者に対し、乗車(乗船)密度を上げないよう配慮した運行(運航)に要する経費を支援するものです。

2 対象事業者

新型コロナウイルス対応型運行(運航)を実施する地域公共交通事業者で、下記に該当する者

- ①乗合バス事業者 : 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する事業者であって、市内を含む路線を定めて定期的に運行する者
- ②定期航路事業者: 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する事業者であって、市内の港を起点及び終点とした航路を有する者
- ③鉄道事業者 : 起点駅と終点駅がいずれも市内で完結する鉄道路線を運行する者

3 補助対象の経費

対象期間内に新型コロナウイルス対応型運行(運航)を実施するために要する経費で以下の算式により算出した額とします。

(1) 算定式

①運行経費×(②輸送力割合－③輸送人員割合)－④運行期間に相応した国庫補助金等収入

項目	算定式
①運行(運航)経費	1日当たり単価 (乗合バス:24千円/1台、定期航路:170千円/1隻、鉄道:96千円/1台) × 稼働車両台数・船舶隻数(※1) × 運行日数
②輸送力割合	<乗合バス:実車走行キロ 定期航路:実運航キロ 鉄道:車両キロ> 補助対象期間中の輸送力 ÷ 前々年同時期の輸送力
③輸送人員割合	補助対象期間中の輸送人員 ÷ 前々年同時期の輸送人員
④国庫補助金等収入	雇用調整助成金 総額のうち乗務員に係る1日当たりの助成相当額 × 運行日数を乗じて得た額 (※2)
	持続化給付金 1日当たりの助成相当 × 運行日数を乗じて得た額 (※2)
	その他の補助金 収入額(※2)

(注意事項)

※1 実際の運行に使用している1日当たりの車両・船舶の台(隻)数です。

※2 千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額です。

(2) 補助対象期間

令和3年8月20日から令和4年3月10日までの間で180日を超えない期間

※ 交付申請は、1補助対象者につき1回限りです。

※ 実績報告の提出期限は、事業終了後30日以内または令和4年3月15日のいずれか早い日です。(期日厳守)

4 補助金の額

予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とします。

※ 他の補助事業(国庫補助、県補助等)による補助金額分は控除します。

5 申請から補助金交付までの流れ

手順	提出書類
①交付申請	■ 様式第1号(補助金交付申請書) ■ 事業計画書 ■ 収支予算書 【未提出や変更の場合のみ、下記も必要】 ▶ 相手方登録申出書 … 入金先口座を指定するものです。
(提出後) 市から交付決定通知書を送付	
②変更申請	【((①交付申請) と実績が異なる場合、(③実績報告) 前に変更が必要です。】 ■ 様式第3号(補助金変更交付申請書) ■ 変更理由書 ■ 事業計画変更書 ■ 収支予算変更書
(提出後) 市から変更交付決定通知書を送付	
③実績報告	【提出期限】 終了後30日以内または令和4年3月15日のいずれか早い日 ■ 様式第8号(実績報告書) ■ 実績報告書
(提出後) 市から補助金額の確定通知書を送付	
④補助金請求	■ 様式第10号(補助金請求書)

※各様式、交付要綱等は、姫路市ホームページよりダウンロードできます。

アドレス <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000013924.html>

※各種書類は、下記提出先まで直接持参、郵送(提出期限日必着)またはメールにて提出ください。

6 提出先及びお問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市交通計画室 地域公共交通担当

電話 079-221-2493 FAX 079-221-2557

メール kotukeikaku@city.himeji.lg.jp